



シンポジウムでは医療的ケアの現状が報告された
(5月27日、京都市南区)

□ 医療的ケアの法制化 社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正で、今年4月から、介護福祉士や一定の研修を受けた介護職員などが、医療的ケアの一部を行うことが法的に認められた。対象になる医療的ケアは「たんの吸引」(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内)と、カテーテルを通して栄養を注入する「経管栄養(胃ろうまたは腸ろう、経鼻)」。

介護職員の研修は各都道

府県で行われ、ケアの対象となる人が「不特定多数」と「特定」で、講義や演習、実地研修の時間・内容が異なる。また、人命を守るためにやむを得ない位置に「実質的違法性阻却」の位置づけで過去に研修を受けた認定介護職員も、都道府県の研修を受けなければ引き続きケアに携わることができる。介護福祉士の養成施設では今後、医療的ケアが授業に順次組み込まれ、2016年春にその第1期生が誕生する。

厚生労働省を中心進められた背景を説明した。

医療的ケアは養護学校(特別支援学校)などで

医療的ケア法制度

現場からさまざまな報告 ■ 京でシンポジウム

重い障害や病気・高齢のため、たんの吸引や胃ろうからの栄養注入などの「医療的ケア」の必要な人が増えってきた。医療的ケアは、学校や施設、在宅などさまざまな場面で、介護職員や教員たちが担っている。

医師や看護師しか行えない医療行為と

の境界にあるグレーゾーンともいわれてきたが今年4月、一部がようやく法制化された。京都市内で開かれたシンポジウム「どうなってんねん これからどうすんねん 医療的ケア法制度」では、法制化をめぐる現場の声が報告された。(尾古俊博)

まだ残るグレーゾーン

シンポはNPO法人・医療的ケアネットが開いた。杉本健郎理事長は基調講演で、医療的ケアの対象者は障害児・者が1万人強、難病などの成人が約2万人に比し、「高齢者は買ろうだけで約60

万人。しかも毎年10万人

増えていくとされる」と指摘。今回の法制化が、厚生労働省を中心進められた背景を説明した。

医療的ケアは養護学校(特別支援学校)などで

を巡っては、両省の間でコミュニケーション不足

が感じられるという。

また、杉本理事長は、現場で行われている医療的ケアの一部だけが法制化され、グレーゾーンがまだ残っていることにも言及した。「その部分は今までと同様、関係者みんなで支え合い、続けていくことが必要だ」と訴えた。

研修、自治体間で格差

医療的ケアネットの篠原文浩理事は、京都府から昨年度委託された研修事業について報告した。受け持ったのは「特定」

の人のケアを担当する介護職員や教員の研修。府と話し合いを重ね、理解を得た結果、事業種別に

よる制限や人数制限をし

た

(杉本理事長)。

原理事)。648人の申込があり、約500人が研修を修了する見込みという。法制化に伴う研修は都道府県によって大きな格差があり、「参加人数を制限せず研修のニーズに応えられたのは京都と神奈川だけだつた」(杉本理事長)。

なお、「不特定多数」のケアを受け持つ介護職員の研修は、京都府 자체が実施した。府介護・地域福祉課によると、府内の特別養護老人ホームやグループホームなど48施設から各1人ずつの推薦があった。

不安の声、撤退事業者も

シンポの討論に参加した京都市内の高齢者施設では、今回の法制化に伴う「不特定多数」研修を受けたのは1人だけ。他の職員は昨年度までに「実質的違法性阻却」による研修を受け、ケアにあたってきた。この場合も府の認定でケアを続けられるが、国からの通達が非常に遅れた。職員か

らは「4月以来、たんの吸引をしたら法に触れるのか?」という不安の声が上がったという。

シンポの終盤、フロア登録事業者による手続きが煩雑なため、申請をあきらめ、医療的ケアから撤退したところがある」との発言もあった。